

雲仙市犯罪被害者等支援条例

令和2年3月26日
雲仙市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念にのっとり、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにし、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民等が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、支え合い、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪被害者等が誹謗中傷、報道等により受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等が行われた後に副次的に受ける被害をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等のための施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないように十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないように十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、経済的負担の軽減を図るための情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスの提供、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する市営住宅(雲仙市営住宅設置条例(平成17年雲仙市条例第177号)に規定する公営住宅及び単独住宅をいう。)の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための情報提供に努めるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、市民等及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の発生防止の重要性その他の犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。